

2021年1月25日

寿都町長 片岡春雄殿

原子力発電環境整備機構 地域交流部殿

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会

要望書

寿都町と原子力発電環境整備機構地域交流部（以下、NUMO）が設置する「対話の場」について、以下の要望をいたします。

1. 原子力基本法などの関係法に基づく、原子力開発利用の基本方針である『平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。（民主・自主・公開の平和利用3原則）』を遵守すること。
2. 報道関係の紙面などで重要なことを知る前に、町が主体となって、広報誌の活用や防災無線の活用など、一般町民への十分な周知や広報の方法を検討し、具体的に実施すること。
3. 一方的な事業説明や「NUMO等の事業責任者の意見や政策」の懐柔の場としないこと。
4. 参加者が納得するまで、何度でも場を作り、話し合えること。
5. 多様なステークホルダーが参加する場であること。
6. 処分事業への意見についても、多様な参加者であること。
7. その場は公開され、傍聴できる場として作ること。
8. 場の進行は、利害関係者ではない第三者が行うこと。
9. 議事録を作成し、公開をすること。その際には、場の進行をした者と参加者の確認を得ること。
10. 議事録の形態は、文字のみならず、ファシリテーション・グラフィックや音声・録画などとの併用とし、場の雰囲気を伝えるものとする。
11. 場を開催する、開催した等の事業の進捗について、広く町民に知らせること。
12. 町内での説明会、子ども向けの説明会、関連施設の視察等を開催すること。
13. 事業実施に対して、反対の立場のメンバーとの場も公平に設置すること。
14. 公開討論会など、町民や町外民の場づくりへ全面的に協力すること。

この要望内容についてのご回答は、2月8日までに、文書でお願いいたします。

※個人の意見を守るためと称して、議事録や場を非公開とする対話の場づくりを考えておられるかもしれませんが、そうだとしたら大きな勘違いです。今回の場づくりは、国・町役場・各種関係団体・意識のある町民の対話の場として設定される、また国や町の事業として進める文献調査上での対話の場なのですから、常に公平且つ公開であるべきです。その場のルールを参加者全員で作成し、その場にも傍聴人を入れ、記録をしっかりと取り、議事録などの記録も公開することが「対話の場づくり」の常識であると考えます。なお参考として、会が考える「対話の場のルール案」を添付いたしましたので、ご活用ください。

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会
共同代表 南波 久・本田 英人・三木 信香